

相談者（Aさん） 今度建設課に異動になったAです。昨日のニュースで隣の建設会社が民事再生手続の申立をしたと報道されましたが、今日は企業の再建について教えてください。

弁護士 民事再生手続は平成十二年四月から施行されている制度ですが、企業の再建のためにたいへん良く活用されています。民事再生は破産とは違って、営業を続けながら企業の再建を図る手続なのです。本来は中小企業が選択する手続として立法化されたのですが、上場している大企業などでもこの手続を選択する例がかなり見られています。

Aさん 手続の流れを簡単に教えてもらえますか。

弁護士 再生手続では、まず債務の支払いが困難になった債務会社が、既に発生している分の債務の弁済を裁判所に凍結してもらいます。次に債務会社の財産状況を実態に即して評価すると同時に、債権額を確定させる手続を行います。

Aさん 申立の時点で再生計画を示す必要はないのですか。

弁護士 旧和議法とは違って、民事再生法では申立の時点で計画を示す必要はないのです。手続が開始された後に申立後の営業状況を踏まえて、今後の売上げや経費の試算を行って、

つ定着してきたようにも思います。

Aさん 公共工事を中心とする土木建設会社などは入札資格が民事再生申立によって無くなってしまい、新たな受注が出来なくなるのではありませんか。

弁護士 確かにそういう問題があります。但し、会社の規模が大きくて地域におけるシェアが一定以上ある場合などには、下請け業者等も含めた地域経済全体の影響もありますので、自治体としても様々な面でフォローをしているようです。入札資格についても再生計画が認可確定すれば再取得することが可能ですし、それ以前であっても再生手続が開始されて一定の要件を満たす場合には再取得出来る余地があるようです。

Aさん 隣町で再生申立をした建設会社のケースでも町内に多くの下請け業者がいたことから、町に色々な相談が持ち込まれたそうです。**弁護士** 連鎖倒産が広がったのは地域経済全体が落ち込んでしまっていますので、自治体が融資斡旋等を含めた相談窓口を開設するのは大切なことだと思います。

Aさん ところで再生手続中の隣の建設会社は当町にも不動産を所有しており未払の固定資産税があるのですが、これについてはどのように扱われるのですか。

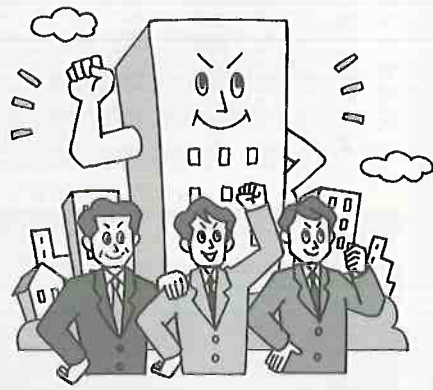
弁護士 税金などの公租公課は一般優先債権

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】 第12回

地元企業の再建について

収益を予想します。その上で裁判所に対して、確定した債権を一定の割合で免除してもらい、据え置き期間経過後に最長十年間で残りの債務を支払う計画を提出することになります。そして、裁判所の主宰する債権者集会において、出席した債権者の過半数及び確定債権額



と呼ばれる、再生手続によらずに全額弁済を受けることが出来ます。但し、資金繰りに行き詰まって民事再生手続を申し立てた訳ですから、すぐに支払うことが困難な場合もあり、分割して支払いたいとの要請がなされることもあります。そのような場合はきちんとした弁済計画を求めるべきでしょうね。**Aさん** 申立をする会社は元々営業成績が芳しくなかったのでしょうか、再生手続申立をしたからと言って簡単に再生できるものなのでしょうか。

弁護士 もちろん簡単ではありません。営業力を強化して一定の売上を確保することが必要ですし、経費を削減するために営業所を整理統合したり、従業員のリストラを余儀なくされることもあるでしょう。また、自力では再生できない場合にスポンサーを見つけてき

（正確には議決権総額）の二分の一以上の賛成が得られた場合には、裁判所の認可を受けて債務者はこの再生計画に従って弁済を行うこととなります。

Aさん 債権の免除率はどれくらいになるのですか。

弁護士 その会社の経営状況によって違ってきますが、三十パーセント以下といった低い免除率に留まるケースは稀であって、八十〜九十パーセントを免除してもらい、残りの十〜二十パーセントを十年間程度で支払うという計画も多いと言われています。

Aさん 民事再生手続を申立てた場合、テレビや新聞などで報道されてしまうことから、取引先が警戒してしまい、売上が大きく減少してしまうような気がするのですが、それでも再建できるのでしょうか。

弁護士 業種によっても事情は違いますが、再生することは決して不可能ではありません。例えば観光ホテルのようなお客さん相手の再生手続申立もかなり行われていますが、申立直後は確かにお客さんが減ることがあるようですが、手続が進むにつれてホテル運営が大丈夫だという評判が立つこともあってか、お客さんが少しずつ戻ってくるというケースがあるようです。社会の中で、企業が民事再生手続によって再建出来るという事実が少しずつ

たり、第三者に営業譲渡するといったケースもあるようです。

Aさん 再生した場合に経営者の立場はどうなるのですか。

弁護士 会社更生手続の場合経営者は交代するのですが、民事再生手続においては基本的に経営者は会社に残って再生計画を遂行することになります。但し重大な経営判断の誤りが再生申立の原因になったような場合には経営責任を取るという意味から経営陣が交代するというケースもあるようです。

Aさん 企業を再建するというのは大変なことなのですね。

弁護士 そうですね。債務の棚上げや免除によって債権者や取引先にも大きな迷惑をかけて手続を行うのですから、これまでの経営姿勢を反省して様々な改善に努めることが必要ですし、そのためには会社が一丸となって再建のための強い情熱を持つことが求められますね。

◎執筆者



阿部・佐藤協同法律事務所
弁護士
佐藤 裕一
(さとう ゆういち)
東北大学法科大学院教授
宮城県人事委員会委員